

独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号

制 定 平成16年 4月 1日

一部改正 平成20年 3月31日

一部改正 平成23年 1月 4日

一部改正 平成24年 7月 1日

一部改正 平成31年 3月20日

一部改正 令和 4年 3月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における寄附金の取扱についてその方針を定め、もって業務の適正な運営に資すること及び機構の財務基盤の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附金 機構における奨学、教育、研究、社会連携、地域貢献、国際交流及び管理運営に係る事業（以下「奨学等事業」という。）を支援することを目的とする寄附金をいう。
- 二 クラウドファンディング インターネットを通じて、機構が実施する特定の奨学等事業（以下「プロジェクト」という。）の内容を公開し、賛同を得た不特定多数の支援者から、プロジェクトの原資として寄附金を募ることをいう。
- 三 事業者 本部若しくは学校（以下「本部等」という。）のクラウドファンディングの実施に係る業務又は寄附金の収納代行業務を委託した企業等をいう。
- 四 支援者 事業者を介して本部等に寄附を行った者をいう。
- 五 支援金 クラウドファンディングにより受け入れた寄附金をいう。
- 六 プロジェクト責任者 機構の教職員で、当該クラウドファンディング事業の遂行に責任を負うものをいう。

(権限の委任)

第3条 理事長は、この規則における権限の一部を、各学校の校長に委任することができるものとする。

(寄附の成果公表)

第4条 理事長は、周年事業基金、クラウドファンディング等の寄附者を一としない寄附金については、成果を公表することとする。

(雑則)

第5条 理事長は、機構における寄附金の取扱いについて、この規則によりがたい特別の理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。

第2章 クラウドファンディングを活用しない寄附金

(寄附の申込み)

第6条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（別紙様式第1号）によるものとする。なお、所定の様式の内容について機構がすべて把握できる記載がされている場合に限り、当該申込書によらず申込みを受けることができるものとする。

(受入審査機関)

第7条 理事長は、寄附金を受けるときは、必要に応じて機構内に設置する受入審査機関等の意見を聴くこととする。

(受入れの決定)

第8条 理事長は、第6条に規定する寄附金の申込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

- 2 前項による受入れを決定するときは、第2条第1項一号の規定による経費の用途を明らかにしなければならない。
- 3 理事長は、第1項による受入れを決定したときは、第7条の規定による意見を聴取した場合を除き、役員会等（各学校にあっては、学校運営等に関する重要事項を審議する組織）において寄附金の受入れについて報告をするものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、別表に定める方法による寄附金については、別表に定める時点をもって受入れの決定が行われたものとみなす。

(受入れの制限)

第9条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことがで

きること。

五 その他理事長が特に教育研究上支障があると認める条件。

(受入れ通知)

第10条 理事長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、寄附金受入通知書（別紙様式第2号）を当該寄附者に送付するとともに、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号）第8条第1項に規定する出納命令役にその旨を通知するものとする。

(受入れ)

第11条 出納命令役は、寄附金の受入れについて適当であると認めたときは、直ちにこれを受入れるものとする。

2 前項により受入れた寄附金が、現金であるときは直ちに、有価証券であるときは当該有価証券について利子の支払又は償還があつたときに当該現金又は支払若しくは償還に係る現金を徴収する処置をとらなければならない。

3 受け入れた寄附金の一部を機構における教育研究事業のための間接経費として使用するものとする。

4 間接経費の取扱いについては、別に定める。

(使途変更等)

第12条 理事長は、寄附金を受入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途変更等を行なうことができるものとする。

一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。

二 研究担当者が、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）第14条により、機構が設置する学校へ配置換え等となったため、当該学校の校長の同意を得て、寄附金を移し換える場合。

三 研究担当者が、国立大学法人等へ転籍等となった場合には、寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て、寄附金を移し替える場合。

四 研究担当者が退職若しくは死亡等した場合であって、研究担当者を変更して同一の寄附目的のため引き続き使用する場合。

(教職員が寄附金を受入れたときの取扱)

第13条 教職員は、職務上の寄附金を受入れたときは、当該寄附金を速やかに機構に寄附しなければならない。

(寄附金の保管等)

第14条 寄附金は、理事長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。この

場合において、預託により生じた利子は、機構本部の収入として受入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、預託により生じる利子等をもって寄附の目的を達する寄附金については、当該利子を寄附金の増加に充てることができる。

第3章 クラウドファンディングを活用した寄附金

(クラウドファンディングの実施の条件)

第15条 クラウドファンディングは、次の各号に定める原則により行うものとする。

- 一 対価性のある物の譲渡及び貸付け並びに役務の提供による返礼を前提としないこと。
 - 二 機構が行う奨学等事業の目的に沿って実施すること。
 - 三 機構の社会的な信頼性を損なわない事業であること。
- 2 クラウドファンディングは、本部等が選定する事業者を通じて行うものとする。

(クラウドファンディングの申請)

第16条 クラウドファンディングの実施を希望するプロジェクト責任者は、実施計画書（別紙様式第3号）を作成し、理事長に申請しなければならない。

(クラウドファンディングの実施の決定等)

第17条 理事長は前条の申請があった場合は、申請を審査し、実施の可否を決定する。ただし、決定後に当該事業について継続することが適当でないことを認めた場合は、これを中止することができるものとする。

(クラウドファンディングのプロジェクト責任者の義務)

第18条 プロジェクト責任者は、寄附金募集のために公開するプロジェクトの内容に責任を負うとともに、プロジェクトを誠実に遂行しなければならない。

(クラウドファンディングの手数料の支払い)

第19条 クラウドファンディングを活用したことにより生じる事業者への手数料は、支援金と相殺して支払うものとする。

(クラウドファンディングの実施報告について)

第20条 実施責任者は事業終了後、速やかに理事長に実施報告書を提出するものとする。

(支援金の受入れ及び管理)

第21条 第6条に定める寄附金申込書については、事業者から提出される支援者の一覧表をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 第10条に定める寄附金受入通知書の送付については、これを省略できるものとする。
- 3 間接経費の取扱いについては、別に定める。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日 制定）

（施行期日）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 一部改正）

（第 12 条第 1 項に関する経過措置）

- 1 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日現在において定期預金による預託が満期を迎えていない寄附金については、満期を迎えるまでの間、預託を行っている金融機関等への預託を継続するものとする。
- 2 前項の寄附金については、満期を迎えたときに生じる利子を寄附金の増加に充てるものとする。

（施行期日）

- 3 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 4 日 一部改正）

この規則は、平成 23 年 1 月 4 日施行、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 1 日 一部改正）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年 11 月 30 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日 一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、施行日より前に受け入れた寄附金については、従前の例によることができる。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 一部改正）

この規則は、令和 4 年 3 月 29 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 8 条第 4 項関係）

| 第 8 条第 4 項に定める方法 | 第 8 条第 4 項に定める時点 |
|------------------------|--------------------|
| 事業者又は契約に基づく収納代行業者からの振込 | 国立高等専門学校機構への現金の入金時 |

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

(寄附者) 住 所
氏 名
連絡先

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

なお、当該寄附金の一部を国立高等専門学校の教育研究の発展充実のため、必要な経費として使用することに同意します。

記

| | |
|----------------|--|
| 寄附金額 | 円 |
| 寄附の目的 | |
| 寄附の種別 | <input type="checkbox"/> 修学支援事業基金, <input type="checkbox"/> 研究支援事業基金, <input type="checkbox"/> 周年事業基金, <input type="checkbox"/> その他 () |
| 寄附の条件 | |
| 研究担当職員 | 所 属 : 氏 名 : |
| その他 (使用期間, 内訳) | |

※ 研究担当者の異動に伴う寄附金の移し換えの事務手続きは、国立高等専門学校機構に委任します。

※ 委託研究には該当いたしません。

※ 反社会的勢力と認められる個人・法人・団体または国立高等専門学校機構が教育研究上、支障があると認める個人・法人・団体ではありません。

様

独立行政法人国立高等専門学校機構
理事長 ○ ○ ○ ○

寄附金の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも独立行政法人国立高等専門学校機構の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

プロジェクト責任者

職名・氏名△ △ △ △

クラウドファンディング実施申請書

このたび、下記のとおりクラウドファンディングを実施したいので、申請いたします。

記

| | |
|------------------------------|--|
| 事業名称 | |
| 事業内容 | |
| 事業実施期間 | |
| 募集開始予定時期 | |
| 募集期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 目標金額 | 円 |
| 寄附金の使途 | |
| 所属長の承認 | <input type="checkbox"/> 申請内容について所属長の承認済 |
| 支援金額が目標金額に達しなかった場合の事業実施予定の有無 | |
| 事務担当者 (部署) | |